

水都大垣再生プロジェクト事業ロゴマーク取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水都大垣再生プロジェクト事業ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークの使用目的)

第2条 ロゴマークは、水都大垣を感じるまちづくりを目指す水都大垣再生プロジェクトを推進するとともに、広く市内外に水都大垣再生の機運を高めるために使用するものとする。

(ロゴマークの仕様)

第3条 ロゴマークの仕様は、別表のとおりとする。

(使用の基準)

第4条 ロゴマークは、その使用に係る事業が次の各号のいずれにも該当しない場合に限り、使用することができる。

- (1) 法令若しくは公序良俗に違反し、又はそのおそれがあると認められる事業
- (2) 大垣市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第6条に規定する暴力団員等に利益を供与し、又はそのおそれがあると認められる事業
- (3) 第三者の利益を害し、又はそのおそれがあると認められる事業
- (4) 団体若しくは個人の政治活動若しくは宗教活動を著しく助長し、又はそのおそれがあると認められる事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長がロゴマークの使用について不適当であると認める事業

(使用申請)

第5条 ロゴマークを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ水都大垣再生プロジェクト事業ロゴマーク使用承認申請書(第1号様式)に必要な書類を添付して市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

- (1) 市が使用する場合
- (2) 報道関係機関が報道の目的で使用する場合
- (3) その他市長が申請を要しないと認めた場合

(使用の承認)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときはロゴマークの使用を承認するものとする。

2 市長は、前項の承認において、必要と認めたときは、当該承認に条件を付することができる。

3 市長は、前項の承認をしたときは、申請者に対し水都大垣再生プロジェクト事業ロゴマーク使用承認書(第2号様式)を交付するものとする。

(使用期間)

第7条 ロゴマークの使用期間は、2年を超えることができない。ただし、更新することを妨げない。

(遵守事項)

第8条 第6条第1項の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、ロゴマークを使用するにあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第2条の使用目的に留意し、その趣旨を損なわないこと。
- (2) 承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、市長が条件を付した時は、その条件に従うこと。
- (3) 第3条の仕様を遵守し、定められた色、形状等を変更しないこと。
- (4) 使用の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 商標登録出願を行わないこと。

(料金)

第9条 ロゴマークの使用に係る料金については、無料とする。

(使用状況の確認)

第10条 市長は、ロゴマークの使用状況を確認するために必要があると認めるときは、使用者に対し資料を提出させ、又は報告を求めることができる。

2 使用者は、前項の規定による資料の提出又は報告を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(承認の取消し)

第11条 市長は、ロゴマークの使用がこの要綱の規定に違反していると認められるときは、使用の承認を取り消すことができる。

2 市長は、前項の取消しを行ったときは、水都大垣再生プロジェクト事業ロゴマーク使用承認取消し通知書(第3号様式)により、使用者に通知するものとする。

3 第1項の規定による承認の取消しにより生じた使用者の損害は、使用者の負担とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

種類	ロゴマーク
メインロゴ	
サブロゴ1	
サブロゴ2-(1)	
サブロゴ2-(2)	